

関西大学東京経済人倶楽部 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 当倶楽部は、関西大学東京経済人倶楽部と称する。

第 2 条 当倶楽部は、首都圏で企業経営および経済活動にたずさわる人々が相集い、関西大学の隆盛をはかるとともに、経済、産業界の情報交換や異業種交流、新知識の習得を積極的に推進し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 当倶楽部は、その目的を達するために、次の事項を行う。

- 1 会員相互活動（勉強会、研究会等）
- 2 母校支援活動（関西大学との連携、在学生支援、産学連携等）
- 3 経済活動の支援（異業種交流会、雇用促進、起業支援等）
- 4 その他当倶楽部の目的を達するために必要な事項（会員名簿の発行等）

第 4 条 当倶楽部の事務局は、関西大学東京センター内に置く。

第 2 章 会 員

第 5 条 会員は、次の資格を有するものとする。

- 1 関西大学関係者で企業の指導的立場にある者（代表者並びに役員・管理職等）
- 2 政・官・財界 教育 文化 芸術 芸能 スポーツ分野等にて活躍著しい校友
- 3 会員が推薦し、役員会の承認を得た者

第 6 条 会員は、次の諸費を会費として納めなければならない。

- 1 入 会 金 10,000-（入会時）
- 2 役員年会費 20,000-
- 3 会員年会費 10,000-
- 4 行事参加費

第 3 章 役 員

第 7 条 当倶楽部は、次の役員を置く。

- 1 名 誉 会 長： 1 名（関西大学理事長）
- 2 名誉副会長： 2 名（関西大学学長、関西大学校友会長）
- 3 名 誉 顧 問： 若干名
- 4 会 長： 1 名
- 5 副 会 長： 若干名
- 6 事 務 局 長： 1 名
- 7 運 営 委 員： 15 名程度
- 8 監 査 委 員： 2 名
- 9 顧 問： 若干名

- 第 8 条 会長は、総会において選出される。副会長は、会長の推薦により選出し会員に報告するものとする。
- 第 9 条 事務局長、運営委員、監査委員並びに顧問は、会長及び副会長が協議の上会長が委嘱する。
- 第 10 条 会長は、会務を統括し、総会又は役員会を招集して議長となる。副会長は、会長を補佐し会長に支障のあるときは、これを代理する。
会長は、必要に応じて事務局次長を置くことができる。
- 第 11 条 事務局長並びに運営委員は、当倶楽部運営を円滑にするため会員相互の連絡に当たるものとする。
- 第 12 条 役員は、役員会を組織し当倶楽部の運営に当たる。
- 第 13 条 役員の任期は2ヵ年とし、任期が満了しても、次期の役員が選出される総会まではその職務を担う。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 総 会

- 第 14 条 定時総会は、毎年これを開催する。
- 第 15 条 次の事項は定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。
1 当該年度決算および活動報告
2 次年度予算および活動計画
- 第 16 条 総会の決議は、出席会員の過半数でこれを定める。可否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 会 計

- 第 17 条 当倶楽部の経費は、入会金、年会費、その他収入をもってこれに充当する。
- 第 18 条 当倶楽部の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日をもって終わる。

第 6 章 改定及び解散・退会

- 第 19 条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意が無ければ改定することができない。
- 第 20 条 当倶楽部の解散は、役員会の決議により総会に提案し、出席者の3分の2以上の表決をもってこれを決する。残余資産の処分その他必要な事項は、総会において定める。
- 第 21 条 当倶楽部の会員に次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。①会員本人の申し出、②会員の死亡、③会費の未納、④本規約に反する行為を行った者、⑤暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力等である者、⑥役員会の決議による者

- 附 則 本会則は、2004 年 11 月 26 日から施行する。
- 附 則 本会則の改定は、2009 年 1 月 20 日から施行する。
- 附 則 本会則の改定は、2020 年 1 月 23 日から施行する。
- 附 則 本会則の改定は、2021 年 2 月 4 日から施行する。
- 附 則 本会則の改定は、2025 年 2 月 21 日から施行する。